津山市元気いきいき通所サービス事業　委託事業者募集要項

第１　募集の趣旨・事業の概要

１　募集の趣旨

介護予防において目指すものは、「自立支援」であり、「有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる」ことの支援です。

津山市では、運動器の機能低下により廃用症候群となる可能性の高い高齢者等を中心に、ＡＤＬ（日常生活動作）及びＩＡＤＬ（手段的日常生活動作）の改善に特化した個別運動機能プログラムを提供することにより、日常生活での活動性を担保し、住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できることを目的に、津山市元気いきいき通所サービス事業の委託事業者を募集します。

２　委託内容

（１）件名

津山市元気いきいき通所サービス事業

（２）事業内容

別紙「委託仕様書」のとおり

（３）委託期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

第２　応募について

１　応募資格

次の要件をすべて満たすことができる事業者とします。

（１）法人格を有していること。

（２）国税及び岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税、社会保険料を滞納していないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（４）津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成２５年津山市告示第８５号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）の期間中でないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。

（５）津山市暴力団排除条例に定める暴力団員等でないこと又これらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。

（７）津山市又は県内隣接市町（真庭市、鏡野町、美咲町、奈義町、勝央町）にサービス提供場所を有していること。
（８）別紙「委託仕様書」に記載のある事業実施に必要な人員配置が可能であること。
（９）別紙「委託仕様書」に記載のある事業実施に必要な設備整備が可能であること。
(10) 後述する「事業者説明会」に参加し、「指定プログラム講習会」を機能訓練指導員の資格を有する従事者又は介護福祉士が受講していること。ただし、令和４年度に本事業を受託している事業所は事業者説明会への出席を省略することができます。
(11) 本事業の趣旨を理解し、円滑に事業の実施が可能な事業者であること。

２　応募方法及び提出書類

（１）提出書類

津山市の物品等指名業者に登録している場合はイ～エ及びカ～ケの書類を省略できます。

ア　応募申請書（様式 1）
イ　誓約書（様式 2）
ウ　登記事項証明書（提出日から３カ月以内に発行のもの、写し可）
エ　国税及び岡山県税の未納がないことの証明書（提出日から３カ月以内に発行のもの、写し可）
オ　津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税の未納がないことの証明書（提出日から３カ月以内に発行のもの、写し可）
カ　申請日の属する事業年度の前１カ年の事業年度における貸借対照表、収支決算書その他財務状況を明らかにする書類
キ　印鑑登録証明書（写し可）
ク　役員名簿
ケ　社会保険料納入証明書（証明対象期間が令和５年１月から令和５年１２月のもの）
コ　機能訓練指導員又は介護福祉士の資格を有することのわかる資格証（写し）
サ　サービス提供場所等の平面図（面積及びサービス提供場所・静養室等の記載のあるもの。ただし、前年と変更のない場合は省略可）

（２）受付期間

令和６年２月８日（木）～令和６年２月２７日（火）まで
土日祝日を除く午前８時３０分～午後５時１５分まで。

（３）提出方法

津山市社会福祉事務所高齢介護課窓口まで持参してください。（メール、ＦＡＸ、郵便等による送付不可）受付後の提出書類の変更、返却はできません。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い定款を変更中の場合は、変更後速やかに該当書類を提出してください。

（４）質問事項

質問事項がある場合は、質問書（様式3）に記入のうえ、令和６年２月１５日（木）午後５時１５分までに津山市社会福祉事務所高齢介護課窓口へ持参（ＦＡＸ可）してください。受付けた質問に関する回答は、事業者説明会当日に行い、質問者に対する個別の回答はしません。また、津山市ホームページに過去に受付けた質問についての回答を掲載していますので参考にしてください。

（５）事業者説明会及び指定プログラム講習会

アの参加及びイの受講申込みについては、事業者説明会及び指定プログラム講習会受講申込書（様式4）を令和６年２月１５日（木）午後５時１５分までに津山市役所社会福祉事務所高齢介護課窓口へ持参（ＦＡＸ可）してください。

ア　事業者説明会

応募予定事業者は必ず参加してください。ただし、令和５年度に本事業を受託している事業所は説明会への出席を省略することができます。

①日　　時　令和６年２月２０日（火）　午前１０時～１１時

②場　　所　津山市役所２階　２０２会議室

③参加人数　１応募予定事業者につき、２名までとします。

イ　指定プログラム講習会

応募予定事業者が予定するサービス提供場所でサービス提供を行う従事者（機能訓練指導員又は介護福祉士の資格を有していること）は必ず受講してください。ただし、これまでに津山市が開催した本講習会をサービス提供を行う従事者が受講している場合は、本講習会の受講を省略することができます

①日　　時　令和６年２月２２日（木）　午後７時～９時

②場　　所　津山市役所２階　２０２会議室

③参加人数　応募予定事業者が予定する各サービス提供場所につき３名までとします。

第３　委託料及び加算について

１　委託料

委託料は、１回あたり３，８００円とします。

２　長距離送迎加算

長距離送迎加算は、サービス提供事業所から利用者の居住地までの距離が片道５ｋｍ以上ある場

合は、利用者１人につき、片道４７０円とします。ただし、長距離送迎加算は、サービス提供が希薄な地域の利用者に対して、サービス提供実施のための送迎を行った場合のみ加算されます。

３　委託料及び長距離送迎加算の支払い

委託料及び長距離送迎加算は、１カ月ごとにサービス利用実績報告書を提出し、疑義がない場合は受託者からの請求により実施月の翌月末までに支払います。

４　社会参加を促進するための加算

社会参加を促進するための加算は、サービス提供終了後３カ月間とし、支援内容に応じて次のとおりとします。

加算名	１月目	２月目	３月目
介護予防事業参加支援加算	２，０００円	３，０００円	６，０００円
社会活動参加支援加算	１，０００円	２，０００円	３，０００円
社会参加支援・生活機能モニタリング加算	５００円	５００円	５００円

５　社会参加を促進するための加算の支払い

社会参加を促進するための加算は、１カ月ごとに利用者の状況を確認し、加算チェックシート及び生活目標と日常生活状況確認シートを提出し、疑義がない場合は受託者からの請求により実施月の翌月末までに支払います。

第４　利用者負担金について

１　利用者負担金（利用料）

利用者の負担金（利用料）は、介護保険負担割合証に記載されている負担割合を適用します。

（１）負担割合が１割の利用者は、１回の利用につき３８０円

（２）負担割合が２割の利用者は、１回の利用につき７６０円

（３）負担割合が３割の利用者は、１回の利用につき１，１４０円

２　利用者負担金（利用料）の徴収

利用者負担金（利用料）は、受託者が直接利用者等からの徴収とします。支払い方法については利用者等と取り決めてください。

３　利用者負担金（利用料）の納付

受託者は、利用者等から徴収した利用者負担金（利用料）を委託者が指定する方法で委託者へ納付してください。

第５　審査及び結果の通知について

１　審査及び結果の通知

提出書類により審査を行い、事業委託の可否を決定します。なお、審査の結果については、令和６年３月１５日（金）付で審査結果通知書（様式5）により通知します。

第６　辞退について

１　応募の辞退について

応募申請書及び関係書類の提出後、応募事業者等の事情により応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式6）を提出してください。

第７　契約の締結について

１　契約の締結

審査結果通知後、所定の手続きを経て委託契約を締結します。

なお、契約締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、津山市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

２　事業の実施

令和６年４月１日から円滑に事業が開始できるようにするため、受託予定事業者となった場合は、速やかに事業に対応できるよう体制を整えてください。

第８　その他

１　費用負担

応募申請、契約の締結に関して必要となる費用は、応募事業者の負担とします。

また、受託予定事業者等の事情により事業の実施ができなくなった場合においても、準備のために支出した費用等について津山市は補償しません。

２　提出書類の取り扱い

提出書類の取り扱いは次のとおりとします。

（１）提出書類の著作権は応募事業者に帰属します。ただし、津山市が本事業の報告、説明公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

（２）提出書類は一切返却しません。

（３）本事業に係る情報公開請求があった場合は、津山市情報公開条例に基づき、提出書類を公開

する場合があります。

３　その他

令和６年度予算は、令和６年津山市議会３月定例会（３月議会）の議決後に確定するため、予算額の変更等があった場合は、委託料及び契約内容の変更や契約の撤回等を行う場合があります。

第９　スケジュール（予定）

令和６年２月　８日（木）募集要項公表
令和６年２月１５日（木）質問書、事業者説明会及び指定プログラム講習会受講申込書提出締切
令和６年２月２０日（火）事業者説明会
令和６年２月２２日（木）指定プログラム講習会
令和６年２月２７日（火）応募申請書及び関係書類提出締切
令和６年３月１５日（金）審査結果の通知
令和６年４月　１日（月）委託契約締結、事業開始

第１０　事務局（提出及び問合せ先）

住　所：〒708-8501
岡山県津山市山北 520
津山市環境福祉部社会福祉事務所　高齢介護課
電　話：0868（32）2070
ＦＡＸ：0868（32）2153
担　当：髙谷・樋口